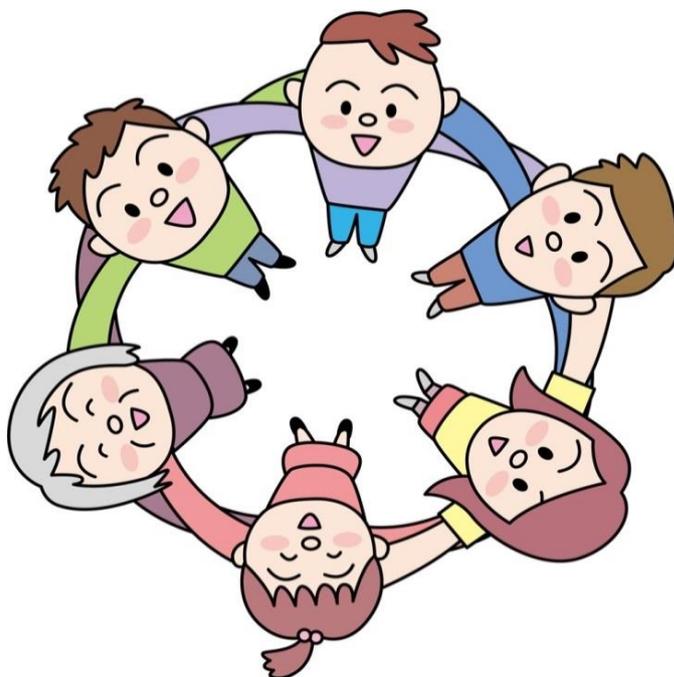


# サービスの手引き

令和元年12月1日 現在



各事業所ごとの詳細情報は以下に掲載しています

伊勢市 サービスの手引き

検索

作成：伊勢市障害者総合相談支援センター フクシア(基幹型)

発行：伊勢市

<http://www.city.ise.mie.jp/13859.htm>

# 計画相談支援事業の利用について



障がいのある人が望む暮らしを実現し、安心して毎日を送るために、一人ひとりの状況にあった「サービス等利用計画」をつくることになりました。

この「サービス等利用計画」をつくり、計画の進み具合を確認して必要があれば見直していく事業を「計画相談支援事業」といいます。

「サービス等利用計画」の内容や「計画相談支援事業」の利用方法についてご案内します。

## 「サービス等利用計画」ってどんなもの…？

障がいのある人の生活課題を解決してよりよい暮らしを実現するために、障害福祉サービスを上手に活用していくときの基本となる計画です。

市が支給決定をする際に参考にするほか、サービス利用者に関わる支援者が目標を共有するためにも活用されます。これをもとに利用するサービス毎の「個別の支援計画」が作られるなど大切なものです。

これまでの暮らしぶりや、希望をかなえるために何が課題になっているのか、どのように課題の解決に取り組むのか、どんなサービスを利用するのか、といったことが計画に盛り込まれます。



## 計画をつくるのはどんなとき…？

障害福祉サービスの申請を行う際につくります。

平成27年4月以降は、サービスを利用する全ての方が計画をつくることとなります。現在サービスを利用して計画が必要な方は、受給者証の更新時期に「サービス等利用計画案提出依頼書」を送ります。

なお、地域生活支援事業[移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援]のみを利用する場合には、計画をつくる必要はありません。

## どうやって計画をつくるの…？

市の指定を受けた「特定相談支援事業所」の相談支援専門員が、障がいのある人やご家族と一緒に話し合いをして「サービス等利用計画」をつくれます。

また相談支援専門員は、サービスの利用開始後に、計画に基づいて適切にサービスが提供されているか確認（モニタリング）を行います。

## 費用はかかるの…？

無料です。特定相談支援事業所へは市から報酬が支払われます。



計画相談支援を利用した「障害福祉サービス利用の流れ」は次ページをご覧ください・・・



しょうがいふくし りょう なが  
障 害 福 祉 サービス 利用 の 流 れ

① まず相談しましょう



相談窓口  
伊勢市障がい福祉課障がい福祉係  
伊勢市障害者地域相談支援センター

② 障害福祉サービスの申込をしましょう

障害福祉サービス利用の申請をします

③ あなたの心身の状況に関する調査を受けます  
また、特定相談支援事業所と契約しましょう

障害支援区分認定  
調査を受けます

特定相談支援事業所  
へ計画作成を依頼  
し、契約します

障害支援区分決定

④ 自分の思いを伝え、計画案を作ってもらいましょう



サービス等利用計画案に署名をします

⑤ サービス等利用計画案を  
市に提出しましょう

支給決定

⑥ 受給者証が届いたら大切に保管しましょう

サービス担当者会議

⑦ サービス等利用計画の内容を確認しましょう

サービス等利用計画に署名をします

⑧ 障害福祉サービス提供事業所と契約しましょう

障害福祉サービス提供事業所と契約します

⑨ サービスを利用しましょう

サービスを利用します

(児童) つうしょしえん 通所支援サービス利用の流れ りょう なが

① まず相談しましょう



相談窓口  
伊勢市障がい福祉課障がい福祉係  
伊勢市障害者地域相談支援センター

② サービスの申込をしましょう

サービス利用の申請をします

③ お子様の心身の状況に関する調査を受けます  
また、相談支援事業所と契約しましょう



④ 自分の思いを伝え、計画案を作ってもらいましょう



支援利用計画案に署名をします

⑤ 支援利用計画案を市に提出しましょう

支給決定

⑥ 受給者証が届いたら大切に保管しましょう

サービス担当者会議

⑦ 支援利用計画の内容を確認しましょう

支援利用計画に署名をします

⑧ サービス提供事業所と契約しましょう

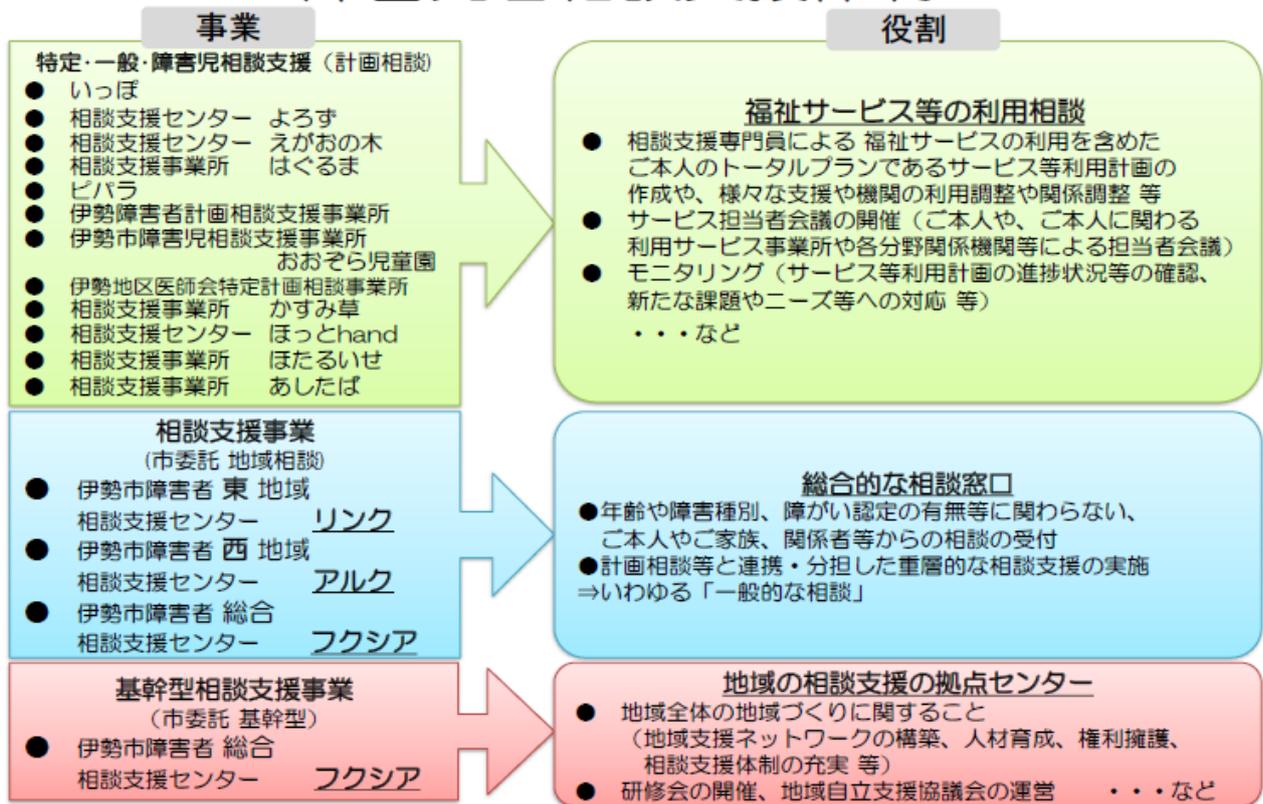
サービス提供事業所と契約します

① サービスを利用しましょう

サービスを利用します

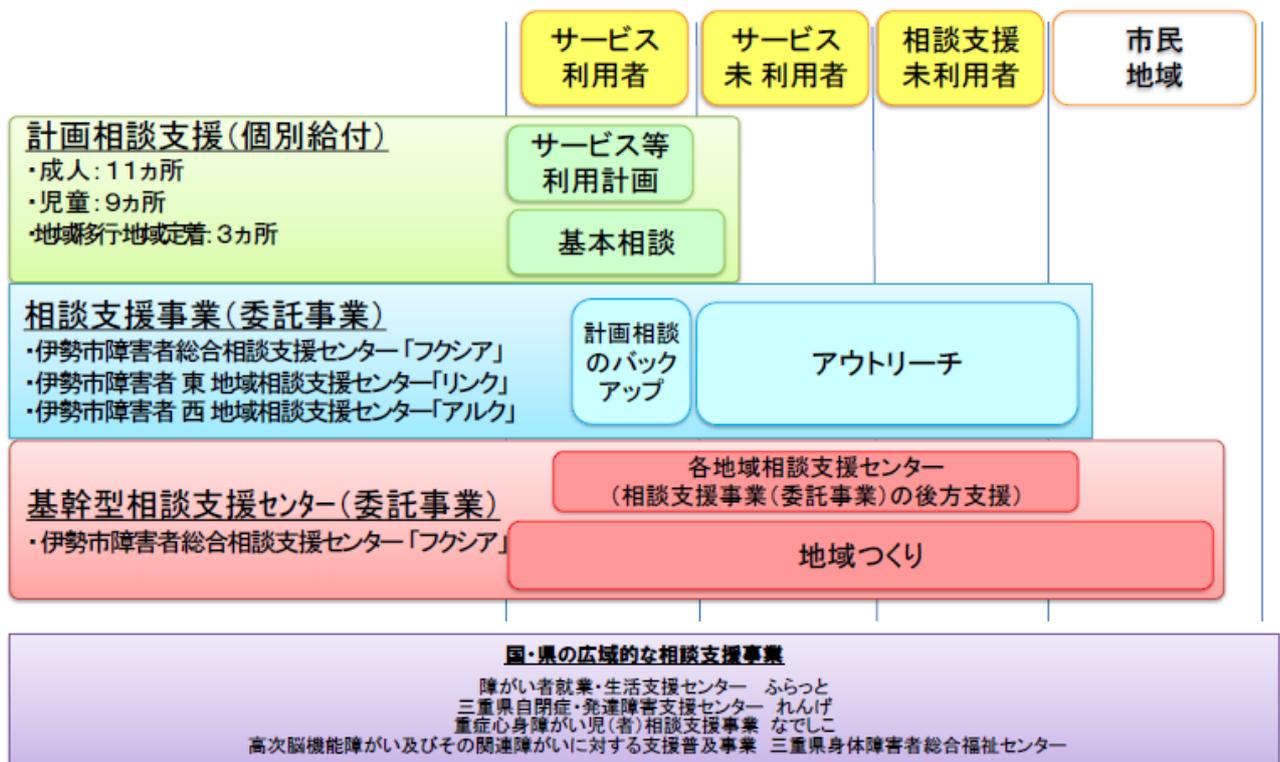
# 伊勢市の 障害児者相談支援体制

R元.8月 現在



# 伊勢市 障害児者相談支援体制（イメージ図）

R元.8月 現在



こまっつている方...  
ひとりで  
なやんでいる方...  
こんなことを相談しても  
いいのかなと思っつている方...

私たちが  
お手伝い出来ます!  
お電話をお待ちしています!

障害者総合支援法に基づき伊勢市から  
委託を受けて実施している事業です。  
地域の総合的な相談窓口ですので、  
各センターへお気軽にご相談ください。

**相談無料**

**対象者**  
伊勢市内の各センター対象地域にお住まいの  
障がいのあるご本人、ご家族、関係者など。

**総合相談**  
障がいの状況や年齢、障がい者手帳の有無は問いません。

**守秘義務**  
相談内容など、プライバシーは厳守します。

**相談方法**  
訪問、来所、電話、メール、  
FAXにてご相談ください。

**伊勢市 障害者地域相談 支援センターの ごあんない**

- 伊勢市障害者 西地域相談支援センター **アルク**
- 伊勢市障害者 総合相談支援センター **フクシア**
- 伊勢市障害者 東地域相談支援センター **リンク**

伊勢市障害者 西地域 相談支援センター **アルク**

伊勢市小俣町元町536  
伊勢市小俣保健センター1階  
(伊勢市小俣保健センター1階)

☎ 0596-24-3009 FAX ☎ 0596-27-0570

メール iseshakyo-iseshogai-nisi@mie.email.ne.jp

☎ 月～金 8:30～17:15



- 対象地域**
- 有滝町 粟野町 磯町 上地町 植山町
  - 浦口 浦口町 大倉町 小俣町(全域)
  - 柏町 樫原町 川端町 佐八町 辻久留
  - 辻久留町 津村町 常磐 常磐町 中島
  - なかず町 にしよほまちょう ののらちょう ひがしおいすちょう
  - 中須町 西豊浜町 野村町 東大淀町
  - ひがしよほまちょう ふたまた ふたまたちょう みやがわ みやまち
  - 東豊浜町 二俣 二俣町 宮川 宮町
  - むらまつちょう 村松町

伊勢市障害者 総合 相談支援センター **フクシア**

伊勢市岩渕2丁目4-9

☎ 0596-21-3633 FAX 0596-20-6535

メール fuchsia@soudan-ise.jp

ホームページ http://soudan-ise.jp

☎ 月～金 8:30～17:30



- 対象地域**
- 旭町 一志町 一之木 岩渕 岩渕町
  - 上野町 円座町 大世古 岡本 岡本町
  - 尾上町 神園町 河崎 神田久志本町
  - 神久 勢田町 曾祢 豊川町 吹上
  - ふじさちょう ふなえ ほんまち まえやまちょう みそのちやう(ぜんいき)
  - 藤里町 船江 本町 前山町 御園町(全域)
  - みやじり やもちちやう ようがいちばちやう よこちやう
  - 宮後 矢持町 八日市場町 横輪町

伊勢市障害者 東地域 相談支援センター **リンク**

伊勢市二見町茶屋456-2  
伊勢市二見町茶屋456-2  
伊勢市二見町茶屋456-2  
(社会福祉協議会東部支所内)

☎ 0596-43-4400 FAX 0596-43-4427

メール iseshakyo-iseshogai@mie.email.ne.jp

☎ 月～金 8:30～17:15



- 対象地域**
- 朝熊町 一宇田町 一色町 宇治今在家町
  - 宇治浦田 宇治浦田町 宇治館町
  - 宇治なかのきりちやう おおみなとちやう かのみちやう かみやしるこう
  - 宇治中之切町 大湊町 鹿海町 神社港
  - くすべちやう くれどちやう くらせちやう こうぎちやう
  - 橘部町 久世戸町 黒瀬町 小木町
  - さくらぎちやう しものちやう けけはちちやう 九日町
  - 桜木町 下野町 竹ヶ鼻町 田尻町
  - とおりちやう なかのちやう なかむらちやう なかむらちやうさくらがおか
  - 通町 中之町 中村町 中村町桜が丘
  - ふたみちやう(ぜんいき) ふるいちちやう まぜちやう やまとまち
  - 二見町(全域) 古市町 馬瀬町 倭町